

二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十三の二第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準事業費額（同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第四百四十三の二第四項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第四百四十三の二第四項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合、当該災害等による同令第四百四十三の二第三項の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額の十分の八以内の額

附則

（施行期日等）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の規定は、平成二十八年年度の介護保険法第二百二十二条の二第二項の規定による交付金から適用する。

第二条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三條中「合算額から」との下に「総額」とあるのは「総額及び当該年度において各市町村に対して交付する介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の総額の合算額を」とを加え、「交付金交付割合」を「介護予防・日常生活支援総合事業普通調整交付金交付割合」に改める。

○厚生労働省令第十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三条第一項及び第七十一条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告

示

○内閣府 財務省 告示第一号

沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第三条第三項第二号の規定に基づき、沖繩振興開発金融公庫法施行令第三条第三項第二号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定める件を次のように改正する。

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣臨時代理 山本 早苗
国務大臣

沖繩振興開発金融公庫法施行令第三条第三項第二号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定める件（平成五年大蔵省告示第三号）の一部を次のように改正する。

改正後

沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第三条第三項第二号の規定に基づき、主務大臣の定めるものを次のように定め、平成五年七月一日から適用する。

「一〇六 略」

- 七 商工組合、商工組合連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、中小企業団体中央会、労働組合、商工会、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会

改正前

沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第三条第三項第二号の規定に基づき、主務大臣の定めるものを次のように定め、平成五年七月一日から適用する。

「一〇六 同上」

- 七 商工組合、商工組合連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、中小企業団体中央会、労働組合、商工会、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会及び農業協同組合中央会

附則

備考 表中の「」の記載は注記である。

この告示は、公布の日から施行する。ただし、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会に対するこの告示による改正後の四の規定の適用については、四中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合」の一部を改正する等の法律附則第十条に規定する存続中央会」とする。

○内閣府 財務省 告示第二号

沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第三条第二項第五号の規定に基づき、沖繩振興開発金融公庫法施行令第三条第二項第五号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定める件を次のように改正する。

平成二十九年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣臨時代理 山本 早苗
国務大臣

沖繩振興開発金融公庫法施行令第三条第二項第五号の規定に基づく主務大臣の定めるものを定める件（平成十三年内閣府 財務省 告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。